

利用規約

カクタスダンススクール（以下、本スクールといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本スクールの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は Cactus dance & yoga が行います。

第2条

本スクールに入会できる方は、各要件を満たし、本スクールの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本スクールを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本スクールが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条

本スクールに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スクールの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帶して負担するものとします。

第4条

会員は、本スクールの定める入会金を、所定の方法で本スクールに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条

本スクールは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本スクールの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 本スクールの施設・機材を故意に毀損したとき
3. 本規約、その他本スクールが定める規則に違反したとき。
4. 本スクールの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本スクールの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本スクールが、社会通念に照らし、本スクール会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は、本スクールの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スクールが定めるものとします。(月会費は、会員が本スクールの会員資格を有する限り、現実に本スクールの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

第7条

- 1.会員は、各月の10日までにコース変更をすることにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本スクールの事務手続き上、翌々月扱いになります。
- 2.会員は、各月の10日までに休会コースに変更をすることにより、翌月から休会することができます。休会費は1ヶ月1,000円とします。本スクールの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

第8条

会員は、各月の10日までに退会の申し出をすることにより、その月末限りで退会することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。

第9条

本スクールは、原則として第5週目を休業とします。但し、1月のみ1、2、3日を休業、29、30、31日を開業とします。また、本スクールの都合により休業することがあります。

第10条

本クラブは、次の事由により本スクールの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スクールの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第11条

- 1.会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スクールの施設を利用するものとします。
- 2.本スクールは、会員が本スクールの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スクールの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本スクール内外でのトラブルについても同様とします。

第12条 本スクールは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第13条

本規約は2025年12月1日より施行します。